

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2024.2.10発行〈通巻第551号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3
JAM西日本会館5階 市民オフィス内
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : info@koshc.jp
ホームページ : <https://koshc.jp/>



認定ほぼ6000件に

建設アスベスト給付金をめぐる状況 2

「大正期間外石綿ばく露」労災認定事案に建設アスベスト給付金
情報提供サービス「提供情報なし」とされた元電気工 9

死ぬまで元気です vol.66 右田孝雄 13

韓国からのニュース 14

前線から 17

ニチアス羽島工場元労働者の石綿被害訴訟 ニチアスを断罪／岐阜
全港湾OBのじん肺合併症事案／兵庫

1月の新聞記事から／19

表紙／石綿肺の損倍訴訟で、ニチアスに全面勝訴
(2024年1月31日 岐阜地裁 本文17P)

'24 2

認定ほぼ 6000 件に 建設アスベスト給付金をめぐる状況

建設アスベスト被害の国と建材メーカーに損害賠償を求めた「建設アスベスト訴訟」は 2008 年に提訴、13 年後の 2021 年 5 月 17 日の最高裁判決（東京、神奈川、京都、大阪各 1 陣）により、国と建材メーカーの責任のかなりの部分が認められた。

これを受け、国は原告代表に謝罪し原告団・弁護団を含む建設アスベスト訴訟全国連絡会との間で「基本合意」を締結したのち、「基本合意」における「原告」と「同等の被害者」に対して「給付金」を支給する「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等に関する法律（略称：建設アスベスト給付金法）」が成立した。（このように国については損害賠償の制度化が実現した一方で、建材メーカーについては、最高裁判決で責任が確定した被告メーカーを含めて、被害者側が求めている救済制度を拒否して裁判での争いを続けている。）

以下、現在までの給付金審査の状況を報告し、問題点、課題について述べる。

なお、建設アスベスト訴訟弁護団によれば、国から賠償金を受けた、または、国と和解した原告は全国 1011 人のうち 958 人（2023 年 11 月 7 日現在）となっている。

給付金認定 5970 件

月 1 回行われる認定審査会の審査結果は、各回の議事要旨として公表されているので、これをまとめると表 1 のようになる。

2022 年 1 月からはじまった建設アスベスト給付金制度によって給付金認定されたのは、5970 件（2023 年 11 月 21 日現在、審査件数 6117 件の 97.6%）。

国賠訴訟による賠償金・和解金の支払いを受けた 958 人の 6 倍であり、合計すると 6928 人である。

審査がおこなわれた計 21 回の認定審査会では平均 291 件（合計 6117 件 / 21 回）が処理され、平均で認定 284 件（合計 5970 件）、不認定 2.4 件（合計 50 件）、保留 1.8 件（合計 37 件）、無効 5 件（合計 60 件）である。

全体の推移をみると、制度開始前に労災認定されていた事案にかかる申請が集中して 1 回当たりの審査件数が 300 件台で高止まりしていたとみられる時期は過ぎ、1 回当たりの審査件数は低下傾向にあり現在は 200 件台で推移している。

累積の申請件数と平均審査処理期間につ

表1 特定石綿被曝建設業労働者等認定審査会の審査結果（件）

開催回	2023																						合計
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
開催日付	2022 2/25	3/28	4/25	6/22	7/13	8/30	9/22	10/18	11/24	12/20	1/26	2/21	3/22	4/27	5/31	6/30	7/28	8/30	9/28	10/26	11/21		
1. 審査結果	86	122	123	257	263	326	336	340	345	346	349	355	359	358	364	358	338	310	273	254	255	6117	
(1) 審査件数																							
[内訳]																							
認定相当	86	121	123	254	263	325	329	337	342	338	340	347	353	347	356	347	327	296	258	238	243	5970	
不認定相当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	5	7	8	8	5	7	7	50	
保留	0	1	0	1	0	0	4	2	0	0	3	5	3	4	2	0	0	1	3	4	4	37	
無効	0	0	0	0	2	0	1	3	1	3	6	6	3	3	6	1	4	3	5	7	5	1	60
審査件数 合計のうち																							97.6%
認定相当 合計のうち																							0.8%
																							0.6%
																							1.0%
2. 認定相当の内訳																							
(1) 石綿関連疾病の種類																							
中皮腫	58	63	63	130	125	172	165	176	172	191	177	144	175	168	202	188	168	137	132	112	123	3041	
肺がん	19	42	50	98	107	113	131	118	123	116	114	153	142	144	121	116	117	120	93	103	98	2238	
びまん性胸膜肥厚※1	2	7	4	11	11	16	9	18	16	8	8	16	11	14	14	14	23	10	10	9	10	241	
石綿肺	7	7	5	11	17	21	18	16	26	19	30	28	19	16	16	27	13	23	18	12	12	361	
良性石綿胸水	0	2	1	4	3	3	6	9	5	4	11	6	6	5	3	2	6	6	5	2	0	89	
(2) 短期ばく露件数※2																							
肺がん又は石綿肺(10年)	7	8	18	20	23	27	32	23	33	33	30	41	30	34	25	29	33	33	19	19	17	534	
びまん性胸膜肥厚(3年)	0	1	0	1	8	1	2	1	0	1	1	3	0	2	3	2	2	2	1	0	0	31	
中皮腫又は良性石綿胸水(1年)	3	4	2	4	0	10	9	4	6	5	1	5	5	6	8	8	7	5	2	6	3	103	
(3) 肺がんのうち喫煙の習慣を有したものの ※1 著しい呼吸機能障害を伴うものに限る	18	41	48	92	101	106	121	111	118	106	107	148	133	134	109	105	108	108	90	95	89	2088	
※2 特定石綿ばく露建設業務への従事期間が石綿関連疾病に応じて定める期間を下回るもの																							
審査件数 合計のうち																							20.5%
短期ばく露件数 合計のうち																							12.9%
																							3.3%
																							93.3%

いて公表されていないが、審査に相当の長期間を要している事案が少なからずあるとみられ、改善すべき課題の存在が推察される。

不認定事案の発生

制度開始当初、不認定事案は発生していなかったが、2022年11月に初めて2件発生した後、2023年4月からは連続して出続けており、累積で50件に達している。すでに不認定に対する不服審査請求も行われるような状況となっている。

不認定とされた理由については公表されていないが、不認定になった事例についての経験やコメントが明らかにされるようになってきた。

「2023年4月審査会以降、不認定相当が続いており、不認定相当は合計43件となっています。追加資料の提出を求められたものの、何十年も前の就労状況について証明するものがなく、同僚等も見つからないというケースが不認定相当となっていることが予想されます。

私たち弁護士にも『就労状況について、追加資料の提出を求められているが、どんな資料を提出したら良いのか、どうやって探せば良いのか分からない』というご相談が数多く寄せられています。」(下線筆者)(建設アスベスト訴訟全国弁護士団 <https://kenasu.jp/news/20231031-1336/>)

建設アスベスト給付金の申請は、なんらかの補償・救済認定を公的機関から受けているかどうかにかかわらず行うことがで

き、申請を受け付けた厚生労働省が、次の3つの要件を満たすと判断すると認定され、申請者に給付金が支給される。

- 1 次の表の期間ごとに、表に記載している石綿にさらされる建設業務に従事することにより、

期 間	業 務
昭和47年10月1日 ～昭和50年9月30日	石綿の吹付け作業に係る建設業務
昭和50年10月1日 ～平成16年9月30日	一定の屋内作業場で行われた作業に係る建設業務

※表の期間及び業務は、最高裁判決等を踏まえ定められたもの

- 2 石綿関連疾病【(1)中皮腫、(2)肺癌、(3)著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、(4)石綿肺(じん肺管理区分が管理2～4)、(5)良性石綿胸水】にかかった
- 3 労働者や、一人親方・中小事業主(家族従事者等を含む)であること(本人が亡くなっている場合は、遺族[配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹]のうち、最先順位者からの請求が可能)

上記弁護団のコメントにあるような「石綿作業従事歴にかかる追加資料を求められ、これに対応できないまま不認定になるケース」は、ひとつめの要件を満たさないで不認定とされているとみられるが、それはどのような場合だろうか。

「対象期間外石綿ばく露」や「対象外石綿ばく露業務」労災認定事案

アスベスト被害者たる患者や遺族は、補

償・救済の公的制度の側からみると3つのケースがある。

- (1) 労災保険法などの労災補償制度（石綿労災時効事案救済のための石綿健康被害救済法による特別遺族給付金制度を含む）の認定を受けている（労災認定）
- (2) 石綿健康被害救済法の認定を受けている（救済認定）
- (3) (1) (2) のどちらの認定も受けていない

(3) は説明を要しないが、(1) (2) であっても、給付金請求者が自力で石綿ばく露作業従事歴を証する資料の作成、提出しなければならないことがあり、このことが不認定事案を発生させる主な原因となっているとみられる。

(1) の労災認定されている場合、労災請求を受け付けた労働基準監督署などによって労災認定基準に示されている石綿ばく露作業従事歴（期間と年数）の確認が完了している。したがって、その確認済の「期間」において従事した「石綿ばく露作業」が上記の建設アスベスト給付金の要件(1) に合致すれば、問題なく認定される。

多くの職種がある建設作業で労災認定を受けた人は非常に多いので、こうした人たちの利便性を図るため＝簡易、迅速な認定を行うために、給付金制度の開始と同時に「労災支給決定等情報提供サービス」（以下、情報提供サービス）が開始された。

このカテゴリーに入る方は、情報提供サービス申請書を厚生労働省に提出する

と、建設アスベスト給付金の要件(1) に該当する期間と年数について書かれた通知書を受け取ることができ、これを建設アスベスト給付金請求書に添付して給付金請求すると迅速に認定を受けることができるという仕組みである。事実上の事前審査的な制度といえる。

しかし、労災認定を受けている場合であっても、情報提供サービス申請をしたところ「情報なし」の通知が送られてくるケースがある。

たとえば、次のようなケースである。

- ・「1975年10月1日より前までに労働者としての左官工事従事歴があり、その後は、事務職のサラリーマンであったのち石綿疾病を発症したため、1975年10月1日より前の石綿ばく露作業従事歴にもとづいて労災認定された方」
- ・「1975年10月1日より前まで労働者としての電気工事従事歴があり、その後は、工務店の中小事業主として電気工事に従事したが事業主の期間には労災保険の特別加入をしていなかった。そのため、1975年10月1日より前の労働者として石綿ばく露作業従事歴の調査、確認のみにもとづいて労災認定された方」

いわゆる、「対象期間外石綿ばく露」労災認定事案である。

前者については、建設アスベスト給付金制度の対象とはならないことが明らかかなケースである。

しかし、後者については建設アスベスト給付金制度の対象となることが確実であるものの、情報提供サービス申請をしても「情

報なし」という通知を受け取ることになる。したがって、建設アスベスト給付金請求にあたっては情報提供サービスの「恩恵」を受けることができないので、自力で給付金「対象期間内石綿ばく露」があったことを証する資料の作成と提出が必要となるのである。

また、たとえば、もっぱら屋根工として屋外作業に就いたことによる石綿ばく露作業従事歴に基づいて労災認定されていた方では、期間については要件を満たしていても、給付金要件（１）における「一定の屋内作業場」に該当しないということをもって、情報提供サービス申請については「情報なし」の通知がされ得る。「対象外石綿ばく露業務」労災認定事案である。

しかしこうした場合、この「情報なし」通知をもって建設アスベスト給付金請求をあっさり断念するのは適切な判断とはいえない。

一見、屋外作業とみなされがちな屋根工であっても、建設アスベスト訴訟においては国が和解に応じる事例が出てきている（建設アスベスト関西訴訟大阪２陣における「屋根等のスレート工事に従事した外装工について国との和解が成立した事例」大阪アスベスト弁護団HP <https://asbestos-osaka.jp/all/kensetsu/4047/> が報告されている）からである。

ただ、この場合も建設アスベスト給付金申請にあたっては情報提供サービスの「恩恵」を受けることができないので、自力で給付金の対象となる石綿ばく露業務であったことを証する資料の作成と提出が必要と

なるのである。

救済認定事案

労災認定を受けられない、また、受けていない救済認定事案においては、中皮腫、肺がんについては、石綿ばく露歴調査や確認を要しない「医学的要件のみによる認定」が行われているので、上記の「対象期間外石綿ばく露」労災認定事案や「対象外石綿ばく露業務」労災認定事案と同様に、給付金要件（１）を満たすことを証する資料の作成と提出を自力で行わなければならない。

救済認定の対象疾病にはほかに、「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」、「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」があるが、この２疾病には「大量の石綿ばく露があること」が要件となっているので、この場合は、「大量の石綿ばく露」のあった「期間と業務」が給付金要件（１）に該当することを証する資料の作成と提出を自力で行わなければならない。

救済認定の認定当局である環境再生保全機構は、建設アスベスト給付金制度の施行後、中皮腫、肺がんなどの認定者に建設アスベスト給付金制度の案内を送付したので、救済認定を受けている（労災認定を受けていない）建設労働者や家族からの給付金申請が増えていると推測される。筆者らの支援団体へのこのカテゴリーの方の相談も増えている状況である。

別稿で当センターが支援した「情報なし」とされたMさんが建設アスベスト給付金の

認定を受けた事案を紹介した。同様の報告はこれから増えてくると考えられる。たとえば、大阪アスベスト弁護団が携わった、

◆労災認定を受けていない塗装工（塗装会社の経営者）について、建設アスベスト給付金が認定された事例（情報提供サービスを利用せず、通常請求によって認定された事例）（<https://asbestos-osaka.jp/all/case1/3984/>）

◆労災認定を受けていない一人親方の大工について、建設アスベスト給付金が認定された事例（情報提供サービスを利用せず、通常請求によって認定された事例）（<https://asbestos-osaka.jp/all/case1/3942/>）

「自力証明困難（不認定）事案」への対処と支援

「石綿作業従事歴にかかる追加資料を求められ、これに対応できないまま不認定になるケース」は本来あってはならない。

労災認定された事案においては労基署が職権によって調査を行う。そうした調査で得られる内容と同等の内容を、なんら権限をもたない請求者個人に負わせておいて、出せなかったら不認定あるいは取り下げということに極力ならないようにすることも、アスベスト被害に対する国の責任である。

「自力証明困難事案」の増加に対応した、申請者の立場を尊重した対処策を国が講じることがもとめられている。

建設アスベスト訴訟全国弁護団は「給付

金支給の前提として、一定の資料に基づく証明が必要だとしても、裁判における国との和解や労災認定と比べて、必要以上に厳格な証明が求められるべきではありません。建設アスベスト給付金制度の創設にかかわった私たち弁護団は、不認定とされた事案についても注意深く検討し、必要に応じて厚生労働省との協議や要請を続けます。」（<https://asbestos-osaka.jp/all/kensetsu/4047/>）としている。

「無効」—審査長期化の弊害

不公正な不認定事案を発生させないこととともに、いたずらな審査長期化をなくすることが重要であるが、審査長期化による弊害の現れが、表1（3P）における「無効」件数と考えられる。

「無効」とはあまり聞き慣れない用語であるが、建設アスベスト給付金の請求書には、小さな字で次の通り記載されている。

※万一、請求者の方が本給付金等の支給の権利の認定・不認定の通知がなされるまでに死亡した場合には、本請求書による請求は無効となります。なお、当該場合には、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第3条第2項及び第3項に基づき遺族の方が（本請求の請求者を除く。）が御自身の名前で改めて請求を行っていただくこととなります。

請求者が患者本人の場合、認定通知がされる前に死亡するとその請求が無効にな

る。そして、給付金の請求権のある遺族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹）がいれば、この順位で請求ができる、というのである。

つまり「無効」とは、患者たる請求者が認定通知を受け取らないまま死亡、あるいは、遺族たる請求者が認定通知を受け取らないまま死亡した事案ということである。

表1をみると、2023年11月までに60件の「無効」が発生している。

筆者がかかわった中皮腫遺族（妻、請求時79歳）は、2022年7月に給付金請求を行った。

この方の場合、給付金対象遺族はこの方だけだったので、認定通知を受け取る前にもし亡くされると「無効」となり、かつ、だれも請求権のある遺族がいなくなってしまう、給付されるはずの給付金が無に帰してしまう。

待てど暮らせど来ぬ認定通知が到着したのは、請求から一年後の2023年7月。

情報提供サービス申請により提供情報ありとして通知を受け取ってからの申請だったので、情報提供サービスを申請した2022年1月から数えると1年6ヶ月後のことだったのである。

別の事案では、中皮腫患者（男性、申請時76歳）で2022年8月に給付金を申請したが、認定通知を受け取ったのは1年後の2023年8月だった。

厚生労働省の担当者には何度も早期認定をお願いしたし、2023年7月の中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会省庁交渉に出席した給付金担当者にもこのような審査長期化は極めて問題である訴えた。

筆者のかかわったこの2件は幸いにも「無効」となることはなかったが、全体では「無効」が60件も生じているというのは、（石綿疾病の厳しさを踏まえても）極めて重大であると言わなければならない。

全国労働安全衛生センター連絡会議 YouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UC1aBHbBkml5mzHWe8Z8In1A>



新型コロナウイルス感染症労災、公務災害など動画で解説しています。

「対象期間外石綿ばく露」労災認定事案に 建設アスベスト給付金 情報提供サービス「提供情報なし」とされた元電気工

本誌「認定ほぼ 6000 件に 建設アスベスト給付金審査の現状」の中に述べた、いわゆる、建設アスベスト給付金の「対象期間外石綿ばく露」労災認定事案にあたる中皮腫患者Mさんのケースを紹介する。

Mさんは、実質上の事前審査的制度である「労災支給決定等情報提供サービス」において「提供情報なし」とされたため、給付金の「対象期間における石綿ばく露作業歴」を証する資料を作成、請求書とともに提出した。請求を受理した厚生労働省（給付金担当）からは、複数の追加資料を求められて提出し審査結果を待った。Mさんがようやく認定通知を受け取ったのは、請求から 1 年後であった。

建設アスベスト給付金制度では申請者である患者や遺族が審査途中に死亡すれば、その方の請求は「無効」となるが、すでに「無効」は 60 件にのぼっている。とりわけ予後が厳しい中皮腫患者の請求に対して、審査に 1 年もかける制度であってはならない。

71 歳、胸膜中皮腫発症、労災認定

Mさんは 1946（昭和 21）年 1 月生れ。15 歳から電気工事に従事してきた、M

電気の親方、事業主である。電気工は、建設業における典型的石綿ばく露職種である。

2019 年 3 月（73 歳）、別の病気がかかりつけであった S 病院にて胸部異常がみつき、胸膜生検によって胸膜中皮腫と確定診断された。

すぐに H 病院に転院し胸膜剥皮手術実施となるも、開胸時、広範囲病巣進展確認により手術中止。以後、免疫チェックポイント阻害薬や抗がん剤による化学療法を断続的に受け、現在も療養中だ。

H 病院のケースワーカーから当安全センターに「労災請求ができないだろうか」との相談があり、Mさんにお会いしてこれまでの職歴を聴いた。

すると、親方になる前に労働者としての職歴があり（1961 年～1975 年）、1976 年以降の親方時期において 2001 年 12 月～2016 年 3 月まで労災保険特別加入歴があった。したがって、労働者時期または特別加入をしていた親方時期に石綿ばく露があれば、労災保険の適用を受けることができる。

つまり、労災認定を受けられる可能性が高いということなので、さっそく労災請求をおこなったところ 2020 年 5 月に認定さ

れた。

提供できる情報なし

2022年1月からはじまった建設アスベスト給付申請のために、同年3月に情報提供サービスに申請したところ、6月末に次の内容の「回答」が送られてきた。「貴方の石綿ばく露作業は給付金の支給対象となる特定石綿ばく露建設業務の期間外の作業しか確認できないため、給付金等の請求を行う上で必要となる情報であった、提供することができるものはございませんので、その旨通知します。

ただし、特定石綿ばく露建設業務に従事していたこと、石綿関連疾病との因果関係等について必要となる書類を添えて請求いただくことは可能です。」

Mさんの労災認定について個人情報開示請求で入手した開示資料によれば、Mさんの中皮腫の労災認定にかかる「石綿ばく露作業及び従事期間」は、「昭和43年4月から昭和45年10月頃までの約2年7か月間、有限会社NK電設工業所において電気工として勤務し、電気配線を通すため吹き付け石綿を削ったりしていたことにより石綿にばく露していたものと認められることから、1年以上の石綿ばく露作業従事期間を有するものと判断され」とされていた。

45年間で「2年7か月だけ」

Mさんの電気工事業従事期間は1961（昭和36）年から2016（平成28）年までのおよそ45年間、労基署はそのうちの約2年7か月間だけを石綿ばく露作業従事期間として認定していた。

していた「作業」そのものは同じなのにどうしてそういうことになるのか。

開示資料にあった労基署のまとめ（「作業歴情報」）によると、有限会社NK電設工業所の前にすでに労働者として2社で電気工事作業に就いていたが、

- ・昭和36年6月～昭和41年5月 SK電設株式会社

「社会保険加入歴有り」だが、現場に石綿が吹き付けられた鉄骨はなかった、との本人申述より、石綿ばく露作業従事期間と認めず。

- ・昭和41年頃～昭和43年頃 TE電興
本人申述のみで、会社の存在や同僚等の証言がなく、石綿ばく露作業従事期間と認めず。

と判断されていた。

有限会社NK電設工業所のあと、昭和45年11月頃から昭和46年頃までは、本人は複数の会社で日雇として仕事をしていたと申述しているが、会社の連絡先等が一切不明で、労働者性の有無・会社の所在地・ばく露の有無が確認できないので、石綿ばく露作業従事期間と認めず。

そして、個人事業主であった、昭和47年頃から平成28年3月までについては「特別加入後の業務はA工場での電気工事であ

り、当該工場において石綿と接触する機会は無かった旨を申述している」として、石綿ばく露作業従事期間とは認めなかった。

開示資料にある労基署のMさんへの聴き取り記録をみると、調査官は電気工事における石綿ばく露について、鉄骨への吹付け石綿からのばく露に主な関心があったようである。しかし、天井や壁に使用される石綿含有建材の切断、加工による直接ばく露、他職種作業からの間接ばく露など石綿ばく露源は吹付け石綿だけでない。電気工事作業は、よほどの例外を除いては石綿ばく露作業であるとの認識が労基署側にあまりないのである。

社会保険記録があるS K電設株式会社の時期を簡単に除外できるのはそのためだ。

また、Mさんの方にも同様の認識があったことが聴き取り記録から窺え、あらためてMさんに「内装材の建材からもアスベストにばく露する」と説明すると「ホンマかいな」との反応であった。

ところで、建設アスベスト給付金の対象期間としては、「1975（昭和50）年10月1日から2004（平成16）年9月30日まで」の石綿ばく露の有無と期間が問題となる。

Mさんはこの時期、事業主として電気工事をおこなった。

労災請求を受け付けた労基署側では「事業主の場合（労災保険に）特別加入していない期間についてはばく露があろうがなかろうが労災認定するかどうかには関係が無い」との認識から、特別加入をしていない期間の石綿ばく露については調査しない、

ということが一般的であることはMさんの開示資料をみてもわかる。

労基署側は特別加入した2001（平成13）年以降についてMさんに聴き取りをしているが、Mさんが「石綿を吹き付けた鉄骨は現場でみたことはなかった」という意味において、「石綿は無かったように思います」と答えたことをもって、石綿ばく露従事期間ではないと判断したようである。そして特別加入前の事業主期間については聴き取りを行っていない。

以上の次第で、情報提供サービス申請に対して「提供できる情報なし」と回答してきたのであった。

通常請求

建設アスベスト給付金請求は、情報提供サービスによる「提供情報あり」の場合と「提供情報なし」の場合の2種類がある。前者は「提供情報」が記載された通知のコピーをつけるだけでよいが、後者は給付金の対象期間に対象業務をしていたことを証する資料を作成して提出することが必須となる。これを「通常請求」と称している。

「被災者の就業歴・石綿ばく露作業への従事を証明する資料」として「被災者の就業歴・石綿ばく露作業歴の分かる資料」を提出しなければならない。

「就業歴等申告書（通一様式3と続紙）」及び「別紙（通一様式3別紙）」である。

別紙は申告書記載の所属事業場 - 就業期間ごとに記載が必要で、「可能な限り」事業主又は同僚等の証明をとってくれ、とさ

れている。

通常請求となったMさんは、労基署が調査しなかった（労災認定そのものにはとっては、事案的に不要だった）事業主であった期間について申告書と別紙の作成をすることとなった。

幸い、Mさんが事業主であるM電気は、S K電興の下請としての仕事がほとんどであり、S K電興の正社員のK氏の協力が得られたので、K氏がかかわった期間についてのK氏による上記の「別紙」への証明が得られた。K氏はS K電興在職時からMさんと現場をともにすることが多かったが、同社を退職した後はM電気の労働者としてMさんとともに電気工事に従事した期間が長かったため、資料により証する必要があった全期間について同僚として証明することができた。

「申告書」とその「別紙」とともに、K氏申立書と筆者作成の意見書を添付して2022年8月上旬に給付金請求した。

ところが、同年12月になって、請求書の記載事項の修正等をするようにとの「請求書等の不備・不足に係る返戻について」という書面が、返戻付箋のついた請求書原

本とともに返送されてきた。

厚生労働省の給付金担当に電話連絡すると、「受け付けましたが、修正や追加資料の提出をまって審査をします」云々との話であったので「申請してから4か月もたって、いまからはじめるとはなにごとだ」云々と強く苦情を述べざるをえなかった。

追加資料として、労災休業補償給付支給決定通知の写し、作業日誌の類い、銀行通帳の写し、S K電興の登記簿謄本といったものが求められこれに応じた。

また療養中のMさん本人にはこうしたやりとりは負担になると思われたので筆者は代理人となって給付金担当との対応にあたることにした。

Mさんの悪化する病状を心配する中、ときどき給付金担当に進捗状況を架電確認するものの具体的な返答はないままであったため、2023年7月の中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会省庁交渉の場で具体的にMさん事案がこんなに遅延するのは極めて問題だとも訴えた。

そして、2023年8月31日付で認定決定通知書が届いた。申請から1年が経過していた。（事務局 片岡明彦）



中皮腫ポータルサイト
みぎくりハウス

<https://asbesto.jp/>

お問い合わせは、**0120-310-279** 中皮腫サポートキャラバン隊



死ぬまで元気です

Vol.66 右田 孝雄



皆さん、こんにちは。今年は正月から大変なことだらけやと思っていたら、自分自身にとんでもないことが降りかかってしまい、多くの方々にご迷惑をお掛けしました。

そのとんでもないことが起こったのは、年明け新薬の投与で入院し、退院後に、家族で小旅行をして帰ってきた矢先でした。

1月15日の午前7時前のことでした。起床すぐに朝の飲み薬を飲もうと寝ながら薬を口に入れました。その途端、薬でむせてしまい咳き込んでしまいました。そこから地獄の始まりで、私は咳き込むばかりでどんどん自力で呼吸ができなくなりました。目の前にいた親父に「助けて。救急車」と必死でお願いするのが精一杯でした。

それを察した親父も大慌てで、パニックとなり妹に電話するのが精一杯でした。電話を受けた妹が気付いて救急車を呼んでくれました。もうその間は苦しくて苦しくて、救急車が来て病院に運び込まれるまでは窒息して何度か意識が飛んでいたようです。

あの世に行ったら、お花畑や川が見えると思います。私はそのようなものは見えず、真っ暗闇の中に黒い横に長い棒があって、その棒が呼吸とともに伸びたり縮んだりしてました。「ああ、この棒がパチンと弾けたら私はあの世へ行くんだ」と思いましたね。

ただこの時でも呼吸は自力なのでしょうが必死なんです。ただ海の中でもがき苦しむような感じで。横で看護師さんが「ゆっくり吐いて、ゆっくり吸って」と優しく介抱してくれていた声を思い出します。

救急措置室から運ばれたのはICUでした。真っ白で明るくて初めて入る部屋で、入れ替わり立ち代わり看護師さんとドクターが入ってきて検査をしたり、様子を見たり。ところが、途中で入ってきた若い看護師さん、一生懸命なのはいいのですが、私が床ずれしないかと右へ左へ動かすんです。それが災いして、せっかく落ち着いていた呼吸が乱れだし、またも呼吸困難に陥りました。別の看護師さんが気付いて慌てて来て助けてくれたのを覚えています。その後もう一日、ICUで過ごし、一般病棟に戻れました。

その後は順調に回復に向かい、どうにか1月26日に退院することができました。退院してからは紆余曲折しながらも元気に過ごさせていただいています。

一度なくしかけた命だと思ったら、怖いものがたいていなくなったので、本当に「死ぬまで元気です」を地でいけそうです。

ただ、酸素と車椅子なしでは動けないのがつらいですね。

韓国からの ニュース

■過労死の60%が30人未満の事業場で発生

正義党・政策委員会が産業安全保健公団の労働災害状況を分析した資料を見ると、2020～2022年までの三年間に、30人未満の事業場で脳血管疾患と心臓疾患で亡くなった労働者は883人だった。これは同じ病気で亡くなった全労働者1458人の60.6%に達する。過労で亡くなった30人未満の事業場の労働者は、2020年に227人(全体過労死の59.8%)、2021年に320人(62.9%)、2022年に286人(58.8%)で、継続的に60%前後を記録した。

事業者の労働力調査によれば、2021年6月の30人未満の事業場の労働者数(956万442人)は全体労働者の52.58%。全体労働者の半分余りの30人未満の事業場の労働者が、過労死亡者の中では60%を占めるという意味で、それだけ小規模事業場が過労死に脆弱だと見られる。

それでも政府は、30人未満の事業場に対して、昨年、週最大52時間制の違反による処罰を是正するために温情で猶予する「啓導期間」を設けたのに続き、昨年末に更に今年一年延長するとした。これによって、30人未満の事業場の労働者が週に52時間以上働いた法違反を労働庁に陳情しても、事業主は最大九ヶ月間の是正機会が与えられることになる。

正義党は、行政府の方針だけで、勤労基準法に明示された処罰を先送りすることは、職権濫用と職務遺棄に当たると見て、イ・ジョ

ンシク雇用労働部長官の告発を検討している。重大災害専門家ネットのクォン・ヨングク共同代表(弁護士)は、「勤労基準法の違反者を監視・監督すべき労働部が、自身の義務を放棄した部分は政府の職務遺棄に該当する」と話した。2024年1月5日 ハンギョレ新聞 チャン・ヒョンウン記者、キム・ヘジョン記者

■長時間働く女性、家事ストレスでうつ病の危険性がさらに高く

ソウル大大学院保健大学院博士課程のイ・ガリン氏、キム・ジファン研究教授、キム・スンソプ教授は3日、国際職業環境保健学会誌に「長時間働く女性労働者は、家庭と職場間の葛藤がある時うつ病の危険がより大きくなる」という題名の論文を掲載した。この研究は2020年、産業安全保健研究院が実施した第六次勤労環境調査の資料を利用した。夜間交代勤務をしない正規職の賃金労働者2万384人(男性1万189人、女性1万195人)が標本だ。

家庭と職場間の葛藤を経験した割合は、男性(43.1%)、女性(49.5%)共に40%を上回った。家庭と職場間の葛藤は「この一年間で、どれくらい頻繁に家族に対する責任のために仕事に集中するのが難しいと感じたか?」「この一年間で、どれだけ頻繁に家族に対する責任のために仕事をする時間を作れないと思ったか?」という質問で判断した。

週52時間を超える長時間労働は、男女共にうつ病発生の可能性を高めた。週52時間超過のグループでの男性、女性のうつ病の割合は、それぞれ38%、36.1%だった。週52時間以下のグループでは、それぞれ28.2%、27.7%に低くなった。

ただし長時間労働をする労働者のうち、家

庭と職場間の葛藤によってうつ病発生の危険がより大きくなったのは女性労働者だった。

家庭と職場間の葛藤の水準が高い女性集団は、長時間働いた女性労働者が、長時間働いていない女性労働者よりもうつ病の発病の可能性が35%高く現れた。家庭と職場間の葛藤レベルが低い女性集団では、長時間労働とうつ病の発病の間の関連性がなかった。2024年1月10日 京郷新聞 パク・チェヨン記者

■労働部、配達労働者の二輪車を無償点検

労働部は11日午後、ソウル江南区駅三洞の「移動労働者憩いの場」の2号店で「二輪自動車安全点検の日」を開催し、配達労働者100人余りの二輪車を無償で点検した。オートバイ整備協会所属の整備士が、ステアリング装置・ブレーキなどを点検し、問題のあるヘッドライトやブレーキパッドを無償で交換した。

イ・ジョンシク長官は現場を訪ねて配達労働者の苦情を聞き、対策を約束した。配達労働者のAさんは、「オンラインで二輪自動車の安全教育を受けているが、実際の運行関連の実習教育が足りず、様々な危険状況に対処するのが容易ではなく、交通事故発生の心配が多い」と話した。Bさんは「二輪自動車を整備するのは簡単ではないが、この行事で無償点検を受けることができて良かった。」「今後も点検支援が続くことを願う」と話した。配達労働者が業務中に行ける共用トイレなど、便宜施設の拡充を要求する声も出た。

イ・ジョンシク長官は、「配達従事者が安心して二輪自動車を運行できるように、整備などの支援を続けられる方案を探す。」「政府と地方自治体が一緒になって、配達従事者が安全に働ける環境作りに最善を尽くす」と話

した。2024年1月11日 毎日労働ニュースカン・イエスル記者

■マートの義務休日を平日に変えたら、「病気で生活が壊れる」

大型マートの義務休業日を週末から平日に変えると、労働者の仕事と生活のバランスとストレス、健康状態に深刻な悪影響を与えるという研究結果が出た。政府が大型マートの義務休業日の規制を「規制緩和の1号課題」に設定し、一部の地方自治体は義務休業日を週末から平日に変えている。

民主労総サービス連盟マート産業労組が記者会見を行い、「マートの義務休業日の変更に伴う労働者の健康と暮らしの実態調査」を発表した。

研究を行った韓国労働安全保健研究所の研究陣は、昨年5月にマートの義務休業日を平日に変えた清州マートの労働者にアンケート調査を行った。義務休業日が週末の時に55人を調査し、平日に変えて三ヶ月が経って、33人を再び調査した。

清州マートの労働者の内、「1ヶ月で日曜日に3回以上働いた」という比率は、義務休業日の変更前の30%から変更後の75%に、上がった。「職場生活と家族生活が衝突して葛藤がある」という応答は、56%から60%に、「業務ストレスが家族生活にまで及ぶ」という応答は、71%から78%に上がった。「仕事と生活のバランスに不満だ」という応答は、70%から96%に、「勤務時間に不満だ」という応答は、43%から54%に増えた。

「全般的な健康状態が悪くなった」という回答は、54%から66%に上がった。この3ヶ月間で業務上疾患は「筋・骨格系疾患(93%→97%)」「頭痛・眼球疲労(70.9%→78.8%)」「全身疲労



(95% → 100%)」といずれも上昇した。

清州マートの労働者たちは、実態調査で「週末に家族同士が交わることができない」「週末には商品の入庫が二倍に増えて、上手くいかない」などの意見を出した。義務休業日変更の過程で、「マート労働者の意見が反映されなかった」という不満も大きかった。

研究陣は「労働者が週末にきちんと休むのは企業にも利益」で、「労働者の健康に悪影響が現れている以上、義務休業日の平日への変更を拡大するのを止めて、既に平日に変えたところも日曜日に変更したりする方法を、積極的に考慮すべきだ」と話した。2024年1月18日 京郷新聞 チョ・ヘラム記者

■妊娠中に有害物質にばく露して疾患／「胎児労災」初認定

勤労福祉公団は、先月15日に子供の先天性脳奇形疾患について労災申請をした看護師Aさんの事例を、業務上災害と認定したと明らかにした。

疫学調査を担当した産業安全保健研究院の「疫学調査結果報告書」によれば、病院の人工透析室で看護師として働いていたAさんは、第二子を妊娠中の2013年3月から9月までの6ヶ月間、透析液を混合する業務を行った。予算などの問題で、看護師が直接化学薬品などを混合して透析液を作る方式だっ

た。同年12月に出産した次男は、脳の表面が損傷した「無脳症」と診断され、2015年には脳病変1級障害の診断、2017年には四肢麻痺と診断された。該当の業務をする前の2012年に出産した第一子は健康だった。

産業安全保健研究院の疫学調査評価委員会は「勤労者は(第二の子女)を妊娠中に、反復的に肺損傷と低酸素症が発生したと推定」されるとし、「低酸素症は(胎児の)脳に関連する奇形を誘発する要因であることがよく知られており、勤労者は妊娠第1四半期に該当の業務を行ったが、妊娠第1四半期は脳の奇形発生に脆弱な時期」と指摘した。続けて「勤労者の子女の傷病の業務関連性に関する科学的な根拠は、相当なものと判断する」とした。この結果を土台に公団は先月15日、Aさんの子供に対する胎児労災を承認した。昨年の法施行後、胎児労災が認められた初めての事例だ。

胎児労災法は、妊娠中の労働者が健康に有害な労働環境にばく露したために、子供に先天性の疾病や障害が発生すれば、該当の子女(健康損傷子女)もまた労災を受けた労働者と見て、保険給付を支給するようにした労災保険法の改正だ。改正は2021年に国会を通過し、昨年からは施行された。遡及適用条項があり、法施行以前に労災を申請した場合でも、胎児労災法が適用される。

胎児労災法の通過以後、6件の労災申請が受け付けられ、現在4件について疫学調査の結果が出ている。Aさんの他、半導体工場で働いた労働者が提起した3件に対する労災の有無の判断は、公団の業務上疾病判定委員会の審議を経て、来月には出てくるものと見られる。2024年1月21日 ハンギョレ新聞 チャン・ヒョンウン記者 (翻訳: 中村猛)

前線から

ニチアス羽島工場元労働者の石綿被害訴訟 ニチアスを断罪

岐阜

大手建材メーカー「ニチアス」羽島工場の元従業員が罹患した石綿肺に対する損害賠償補償について、2024年1月31日、岐阜地裁はニチアスに対し1430万円を支払うよう命じた。

ニチアスは元従業員の石綿健康被害を過小評価し、5年をかけて被災者の訴えを踏みにじってきた。

被災者は1970年1月に退職するまで10年10ヵ月ニチアスで就労してきたが、その間石綿含有保温材シリカライト及びスーパーライトの製造に従事するなど、常時石綿粉じんにはく露する環境で就労をしてきた。退職時に石綿健康管理手帳を取得することなく、2017年によくじん肺管理区分申請を行い、管理区分2の石綿肺と続発性気管支炎が確認された。

その後、アスベストユニオンの組合員として団体交渉を通じてニチアスに対し

て補償を求めたが解決せず、訴訟へと発展する。訴訟の中でニチアスが田村猛夏医師や芦澤和人医師を利用して展開した主張は、被災者の石綿肺は労災として認められるほど重症ではない、ということだった。

今回の岐阜地裁の判決は、これら被告の主張を一蹴し、被災者に損害賠償を支払うことを命じたが、これまで多くの石綿関連疾患の病苦に苛まれる元従業員を抱える事業所の傲慢と鉄面皮に対する断罪である。

被告ニチアスを支持する医師たち

田村猛夏医師は奈良労働局の労災協力医員でじん肺審査医である。また、芦澤和人医師は国の労災疾病臨床研究事業「じん肺健康診断とじん肺管理区分決定の適切な実施に関する研究」の研究代表者である。両名

とも環境省の石綿健康被害判定小委員会に名を連ね（田村医師は令和6年名簿になし）ているが、このような立場の医師が、国の制度であるじん肺管理区分制度に基づいて判定された決定に疑義を示すことは、制度の根幹にかかわる問題だと強く懸念する。

この問題は、すでに国家安全センター連絡会議から厚生労働省に申し入れているし、アスベストユニオンからも抗議文を同省に出している。今回、両名の主張は地方じん肺審査医が管理2として判定したものを覆す意見、すなわち管理2に満たないと判定だった。詳細にCT上の陰影まで検討した原告に対し、芦澤医師は「じん肺の診断はレントゲン写真で行うもので…」とCTの活用を否定したが、芦澤医師はCT画像を用いて粒状影の個数、大きさとCT値、分布系からじん肺の重症度を定量評価し、じん肺の診断を支援するシステムを開発した「じん肺エックス線写真による診断精度向上に関する研究」の研究代表者でもある。自分たちの開発したものは無用の長物とでも言うのだ

ろうか。次回の会計検査院の
実地検査では、この研究
で浪費した624万円を返
還するよう厳しく審査して
もらいたい。

判決の意義

今後も石綿関連疾患につ
いては被災者が増加するお
それがあるが、近年は業務
上認定を受けた被災者に対

し、国からの損害賠償や給
付金が支払われる枠組みが
整備されつつある。国が積
極的に被災者に補償をする
姿勢は評価できるが、一義
的には事業所が元従業員・
労働者に補償するべきであ
る。

今回の判決は、改めて労
災被害に対する企業責任の
大きさを明らかにしたもの
であると考ええる。

人は健康管理手帳を持って
いると思っていたところ、
管理区分2の決定は受けて
いたものの、健康管理手帳
の申請を行っていなかった
ことが発覚。直ちに、申請
書類を整え、兵庫労働局へ
健康管理手帳の交付申請を
行った。

9月28日第2回目の診
察、今回も合併症の確認で
きず、水嶋医師曰く、少し
時間を おいて経過観察し、
労災申請する方向で行うこ
とで認識一致した。

10月、兵庫労働局より
健康管理手帳が交付され
た。

12月14日3回目の診
察、やはり、合併症は確認
できず、労災申請を断念せ
ざるを得なかった。じん肺
管理区分2であることから、
合併症が確認されれば、
労災保険の対象であることを
Tさんに伝えると共に、
体調が急変すれば私に連絡
するよう申し添え、帰路に
ついた。水嶋医師は経過観
察も含め、2024年12月に
再度受診してもらうことと
した。(事務局 林繁行)



全港湾 OB のじん肺合併 症事案

兵 庫

昨年の7月下旬、全港湾
大阪支部組合事務所から電
話が入った。尼崎港運(株)
の元組合員のTさんが組合
事務所に来られ、「最近体
調が悪く、尼崎港運(株)
当時にカオリンの袋詰め作
業に於いてじん肺管理区分
2を受けている。何か救済
手段はないのか？」という
問い合わせがあった。

全港湾大阪支部書記局は
当時の様子が全く不明な
為、私に相談してきたもの。
全港湾大阪支部よりTさん
の電話番号を伺って、直接
電話を掛けて見ると、「最
近、息苦しく、階段を登っ

たり、長距離を歩行するこ
とが困難になってきて、じ
ん肺症が悪化したのでは」
との相談だった。Tさんは
尼崎港運(株)に勤務して
いた時は、兵庫県尼崎市に
在住、離職後は、滋賀県近
江舞子に在住であったが、
近隣に大きな病院が無いた
め、水嶋内科クリニックを
紹介し、受診することにな
った。

8月17日、初診、じん
肺所見はあるものの、合併
症の確認できないことから、
喀痰検査を行い詳しく
検査することとなった。し
かし、ここで問題発生、本

1月の新聞記事から

1/11 海上自衛隊の女性自衛官がセクハラを受け、その後に意に反して加害男性と面会させられた問題で、防衛省は、公務災害に認定した。昨年12月20日付。2022年8～12月、男性自衛官が後輩にあたる女性に胸を触るなどの行為をした。さらに上司の1佐が嫌がっていた女性と加害男性を面会させ、女性はうつ病と診断され、昨年3月末に退職した。防衛省は昨年11月、加害者と1佐を停職処分としていた。

米労働省は9日、「ギグワーカー」を、実質的に企業と雇用関係にある「労働者」とみなして保護しやすくする新規則をまとめた。新規則は、雇用主が働き手までの程度管理しているか▽働き手の仕事が雇用主に欠かせないか▽損益が働き手の手腕にかかっているか、など六つの基準を設定。これらに照らして総合的に判断する。当局は新規則を3月11日に発効させる。

1/12 日本年金機構（東京都）で働いていた30代男性職員が障害を理由に退職させられたなどとして、年金機構に対して慰謝料など約1200万円を求め、東京地裁に提訴した。原告側は「上司のハラスメントなどで休業、その後、退職を強いられた上、発達障害のADHDを理由にするよう書面で“指示”された」と主張している。

1/16 医薬品製造販売のアレクシオンファーマ（東京都）の50代の社員が、不適切な営業活動を公益通報したところ、仕事をほとんど与えられなくなり、精神的損害を受けたとして、同社を相手取り、300万円の損害賠償を求めて高松地裁に提訴した。社員は営業職だった2017年、同社が不適切な宣伝活動をしていると厚生労働省へ公益通報し、厚生労省は18年に同社に対し医療関係者に配った資料の回収などを文書で指導した。

1/17 勤務していたスーパーマーケットで起きたパワハラが原因で女性が自死した事件の使用者責任を問い、損害賠償を請求する民事訴訟が横浜地方裁判所に提起された。横浜南労働基準監督署はすでに労災認定している。原告は女性の遺族、被告は生活協同組合ユーコープ。女性は、上司からパワハラを受け、2021年1月に自殺した。労災認定後も、自社の調査で、パワハラは確認されなかったというユーコープの返事は変わらなかった。

相模原市の工業用接着剤メーカー「アセック」に勤務する30代女性が、男性上司からセクハラを受け、適応障害で休業したとして、相模原労働基準監督署から労災認定を受けた。2023年10月3日付。女性は21年夏ごろから男性上司に抱きつかれたりされるようになり、「評価するのは俺だからいいだろう」などの言葉をかけられたという。女性は会社側へ相談したが、役員2人から「セカンドハラスメント」を受けたという。

1/21 技能実習生として来日したベトナム人女性9人が、「送り出し機関」から避妊処置を勧められ、うち5人が避妊リングなどの処置をしたことがアンケートで分かった。送り出し機関から「妊娠したら帰国しなければいけない」との指導を受け、「しなければ日本に行けない」として処置に応じた人もいた。

1/22 厚生労働省は、2023年の労働災害発生状況（速報）をまとめた。うち社会福祉施設での休業4日以上の死傷者数は1万2,203人で、前年より8.9%増えた。事故の内訳は、「転倒」（4,161人）と「動作の反動・無理な動作」（4,135人）で7割近くを占めた。ほかに「激突」（619人）

や「交通事故（道路）」（540人）など。

1/23 東北新幹線などの停電トラブルの復旧作業で搬送された男性作業員2人について、1人は50代ぐらいで全身やけどの重傷、もう1人はJR東日本から業務を委託された作業員（48）で、両手にやけどを負っているが、命に別条はない。感電したと説明しているという。

1/24 甲賀広域行政組合消防本部（滋賀県甲賀市）のハラスメントの有無などについて調査している第三者委員会は22日、全職員と退職者の計208人へのアンケートで、「ハラスメント被害を受けた」とする回答が回答者184人のうち65人と37%に上ったとした。名指しも28人に及び、組織内で嫌がらせ行為が横行していた可能性もある。調査委は今後、関係者への聞き取りなどで事実確認を進める。同本部では2021年、新型コロナウイルスのワクチンを接種しなかった警防課職員への不適切な対応が指摘され、22年には「幹部職員によるパワハラがあった」との匿名文書が届き、調査委が設置された。

1/26 大阪府は、職員を対象に実施したハラスメントに関するアンケートの結果を公表した。職場でハラスメントを受けたことがあると申告したのは604人で、5.8%に上った。調査は昨年12月に行われ、約1万400人の職員のうち442人から回答があった（回答率42.5%）。内容別では、「精神的な攻撃」が391人、「過大な要求」が187人、「人間関係からの切り離し」が126人だった。

師匠だった落語家の三遊亭円歌さん（64）から暴行や暴言を受けたとして、落語家の吉原馬雀さん（41）が円歌さんに300万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は、円歌さんに80万円の支払いを命じた。裁判長は、円歌さんによるパワーハラスメントを認定し、「社会的に許される範囲を逸脱し違法」と指摘した。

1/27 おととし5月、神戸市にある「甲南医療センター」の消化器内科の専攻医だった高島農伍さん（26）が自殺したことをめぐり、遺族が来週にも病院の院長らに2億3000万円余りの損害賠償を求め大阪地裁に提訴する。高島さんは100日間連続で勤務し、亡くなる直前の1か月間の時間外労働は207時間余りで、西宮労働基準監督署は去年6月に労災認定していた。

田辺市の危機管理局長を務めていた男性が、平成30年の台風による災害対応の後、脳出血で亡くなり、公務災害と認定された問題で、当時の状況を明らかにするための第三者委員会が、田辺市に報告書を提出した。第三者委員会は、当日の長時間連続勤務や、災害対策準備室の責任者である総務部担当副市長が登庁しなかったこと、誰が判断するかが明確でなかった避難勧告の発令を中野さんが担ったことなどが、中野さんに肉体的、精神的な負荷を与え、基礎疾患を著しく悪化させ、脳出血に繋がった可能性がある」と結論づけた。

1/31 日本電気（NEC）の子会社 NEC マネジメントパートナー（川崎市）に勤務していた男性（43）が脳幹出血で死亡したのは過重労働が原因だとして、川崎北労働基準監督署が労災認定した。男性はショールームやオンライン配信用スタジオの「プロデューサー」で、休日なしの連続勤務や月3回の出張を余儀なくされ、2021年3月に死亡した。労基署は発症前1か月の時間外労働は約82時間と認定。終業から次の始業までの間に11時間の休憩時間が取れない日が発症前半年で17回あった。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259